

## 院生の学会・講習会参加等に係る経費の補助について（最新版）

2018年 6月 5日

心理学専攻主任 堀 耕治  
臨床心理学専攻主任 林もも子

研究科の国際化を推進し、研鑽機会を増やし、大学院の研究活動をいっそう活性化するため、今年度も大学院生の出張旅費や学会参加費を補助します。2017年度とは異なる部分があるので注意してください。なお、この制度は2018年度限りのものであり、2019年度以降については毎年、継続の可否や内容について見直しを行います。

### ○ 補助の対象となる活動と申請回数の制限

1. 学術団体が主催し、海外で開催される学会で本人が筆頭著者となっておこなう研究発表（ポスター発表も可）。ただし、立教大学大学院学生学会発表奨励金に申請することを条件とする（この奨励金の詳細は大学のHPを参照すること）。
2. 立教大学大学院学生学会発表奨励金の対象とならない、海外で開かれる学術団体主催のワークショップ、講習会等への参加。ここでのワークショップ・講習会とは、学術団体が主催する、研究技法や臨床実践技法などに関する催しで、体験学習を含むもの。講演、講義、シンポジウム等は該当しない（そのため、「講習会」「ワークショップ」と銘打たれていても、内容によっては補助対象として認められないことがある）。
3. 申請は同一年度内に1回限りとする。

### ○ 補助対象の経費

補助の対象となる経費は交通費、宿泊費、参加費とする。

### ○ 支給限度額

2018年度は、海外での学会発表が20万円、海外でのワークショップ・講習会等は10万円を支給限度額とする。なお、海外での学会発表においては、補助対象の経費（実費）から立教大学大学院学生学会発表奨励金（5万円）を差し引いた金額と支給限度額のうち、少ない方の金額を支給する。

### ○ 申請方法と選考

1. 申請希望者は定められた期日までに、教育研究支援室に申請希望書類を提出する（申請に係るフローチャートを必ず確認しておくこと）。両専攻主任の合議により申請希望者の中から支給候補者を選び、学科会議を経て採否を決定する。
2. 採択された申請者は指導教員の承認を得たうえ、**参加1ヶ月前までに**（年度末の場合は1月末までに）別に定める書式\*1で教育研究支援室に申請書類一式を提出する（\*1 書式は支援室HP参照）。学会発表の場合は、必ず事前に立教大学大学院学生学会発表奨励金に申請すること。

※夏期休暇中（8~9月）に出張する予定の学生は、7月10日までに提出すること。

○ 参加報告と補助金の請求

採択された申請者は学会等への参加の後、1ヶ月以内に出張後申請書類\*2および捺印した証憑書類を教育研究支援室に提出する（\*\*書式は支援室のHP参照）。定められた提出物がすべて提出されなければ、補助金は支給されない。

以上